

# 第7章 自然環境

- 1 自然の保護
- 2 自然公園等の保護と利用
- 3 緑の環境づくり
- 4 野生動植物の保護と管理

## 1 自然の保護

自然は、清らかな大気や水を与え、生命を育む地球上の生物共有の財産であるとともに、人類生存の基盤であり、健康で文化的な生活に欠くことのできないものである。かけがえのない郷土の自然や生態系を守るため、先人の知恵を受け継ぎつつ、適正な利用を図り、自然との共生を確保しながらそれを後世に引き継いでいくことは、現代に生きる我々の重要な責務といえる。

国においては、平成7年に、生物と共生し、生物の多様性を確保するという観点から、生物多様性国家戦略を策定している。

本県では、昭和46年に「岡山県自然保護条例」を制定し、これに基づき昭和47年12月に「自然保護基本計画」を、平成8年3月に「新岡山県自然保護基本計画」を策定し、自然環境の保全に努めてきたところであるが、自然環境をとりまく諸情勢の変化に対応すべく、新たに10か年計画として、平成13年3月に新しい自然保護基本計画を策定し、「人と自然の共生関係の構築」を目標として自然環境の保全に係る諸施策を推進することとしている。

### (1) 自然環境保全地域等の指定拡大と整備

「岡山県自然保護条例」に基づき、すぐれた自然を残す地域等を指定し、その保護に努めている。

現在までに、「自然環境保全地域」として、天然林や野生動植物の生息地など優れた自然の地域(10ha以上)を2地域、「環境緑地保護地域」として、都市周辺の良い生活環境を形成する緑地の地域(5ha以上)を2地域、「郷土自然保護地域」として、自然と一体となって郷土色豊かな風土を形成し、県民に親しまれている地域(2ha以上)を37地域、また「郷土記念物」として、樹木又は地質鉱物で、県民に親しまれ、由緒あるもの37か所を指定している。

(表7-1、図7-1)

自然環境保全地域などに指定した地域については、解説板や案内板を設置することとしている。また、地域内の巡視や自然観察などの教育的利用、健全なレクリエーションを通じて自然のしくみや大切さなどを知ってもらうため、保全計画に沿って整備を進めており、事業実施市町村に対し補助を行っている。

また、自然公園( )や自然環境保全地域等内の貴重な巨樹・老樹・名木のうち、緊急に保護の必要な

表7-1：自然環境保全地域等指定一覧表

(H13.3.31現在)

区分 年度	県自然環境保全地域		環境緑地保護地域		郷土自然保護地域		郷土記念物	計	
	地域数	面積(ha)	地域数	面積(ha)	地域数	面積(ha)	件数	地域数	面積(ha)
48	2	66.04	1	6.91	4	142.22	3	10	215.17
49					5	70.75	2	7	70.75
50					5	40.36	2	7	40.36
51					3	19.39	2	5	19.39
52					3	89.00	2	5	89.00
53					1	163.50	2	3	163.50
54					2	30.30	2	4	30.30
55					2	143.18	4	6	143.18
56					3	89.28	2	5	89.28
57			1	19.83	2	19.71	1	4	39.54
58							3	3	
59					3	11.00		3	11.00
60					1	2.00	1	2	2.00
61							1	1	
62							2	2	
63							1	1	
元					1	6.54		1	6.54
2							1	1	
3					1	6.78		1	6.78
4							1	1	
5									
6							1	1	
7~10									
11							1	1	
12					1	10.26	3	4	10.26
計	2	66.04	2	26.74	37	844.27	37	78	937.05

樹木に対しては、病虫害予防などの保全対策事業を実施することとし、事業実施市町村に対し補助を行っている。(表7-2)

表7-2：貴重樹木一覧表

市町村	樹木名	備考
岡山市	曹源寺参道の松	郷土記念物
〃	吉備津神社参道の松	郷土記念物
〃	吉備津彦神社の松	県立自然公園
長船町	天王社刀剣の森日向松	郷土記念物
山手村	角力取山の大松	県立自然公園
真備町	吉備寺・八田神社の赤松	郷土自然保護地域
賀陽町	大村寺のクロマツ	郷土記念物

## (2) 大規模天然林の保全

真庭郡新庄村の毛無山一帯は、100年生前後のブナを中心とする天然林が広がり、県下でも貴重な森林であるとともに、多様な植生、希少な動物及び昆虫の生息地であり、学術的にも貴重な存在である。

県では、この森林を保護するため約194haを買収(平成5年度約191ha、7年度約3ha)したほか、自然環境調査結果等を平成9年3月にまとめた。

## (3) 自然と調和した開発指導

無秩序な開発を防止し、開発と自然環境との調和を図るため、岡山県自然保護条例に基づき、工場や

住宅団地、ゴルフ場などの大規模な開発（10ha以上）に際しては、県、市町村、事業者との間で自然保護協定を締結し、現存植生の保護や改変地の緑化などについて適切な指導を行っている。

また、10ha未満の開発については、市町村で協定を締結するよう指導している。

平成12年度末現在で、自然保護協定の締結実績は、ゴルフ場47件、住宅団地19件、別荘団地4件、工場敷地8件、その他(総合的レジャー団地等)11件の合計89件である。

#### (4) 自然保護思想の普及等

かけがえのない郷土の自然を後世に伝えていくためには、何よりも県民一人一人が自然の重要性を認識し、その保全への理解を深め、実践をすることが重要である。

自然保護センターでは、自然についての知識を広めたり、自然保護に関するボランティア活動に役立てるため、各種自然観察会をはじめ、一般研修会、ボランティア研修会、環境学習指導者養成講座を開催するほか、要請に応じ、講師の派遣を行っている。

また、自然保護推進員等のボランティアによる活動を通じて、自然保護思想の普及啓発に努めるとともに自然保護推進員の資質の向上を図り、意見交換を行うための研修会を実施している。

##### 岡山県自然保護センター

自然を観察し、自然のしくみを学ぶ場として多くの人に利用していただき、また、自然保護に関する普及啓発、指導者の育成、研究調査、情報の収集・提供を行う機関として、平成3年11月、和気郡佐伯

町に開設した。

各種自然観察会、一般研修会をはじめ、指導者やボランティアを対象とした研修会を開催するほか、要請に応じ、講師の派遣を行っている。

さらに平成10年度に、国の「総合環境学習ゾーンモデル事業」の拠点施設に指定され、平成11年度からは、環境学習指導者養成講座を開設し、地域、職場、学校等における環境学習推進の核となる人材を育成するなど、積極的な普及、啓発に努めている。

- 定例観察会（昆虫、野草、野鳥の観察等）
- 指導者研修会
- 環境学習指導者養成講座
- 講師派遣
- 「自然保護センターだより」の発行
- 自然保護センター友の会の育成
- 特別天然記念物タンチョウの飼育・増殖（平成12年度末現在29羽）
- 傷病鳥獣の保護
- 入場者 36,377人（平成12年度）

##### 鷲羽山ビジターセンター

鷲羽山山頂の一角に「鷲羽山ビジターセンター」を設置している。この施設は、瀬戸内海国立公園指定50周年記念事業及び瀬戸大橋架橋記念事業の一環として整備したもので、昭和60年7月に開館し、瀬戸内の歴史や自然の仕組みに関する展示、解説を行っている。

また、平成9年度には同センターに併設してボランティアルームを建設し、ボランティア活動を助長し、施設の利用促進に努めている。

- 入館者 12,749人（平成12年度）
- 管理形態 倉敷市に委託

## 2 自然公園等の保護と利用

### (1) 自然公園の指定

近年の余暇時間の増大や都市における身近な自然の減少、県民の環境に関する意識の向上等、自然と

のふれあいを大切にするライフスタイルが定着しつつある。しかし、一方では、生活の快適性、利便性の向上、生産活動の増大などを目指した大小様々な開発により、貴重な自然が減少してきている。



表7-3：岡山県の自然公園

公園別	名称	面積	県土面積に対する割合	指定年月日
国立公園	瀬戸内海	4,962ha	0.70%	S 9. 3. 16
	大山隠岐	5,360	0.75	S38. 4. 10
	小計	10,322	1.45	
国定公園	氷ノ山後山那岐山	15,024	2.11	S44. 4. 10
県立自然公園	高梁川上流	13,478	1.90	S41. 3. 25
	吉備史跡	2,524	0.35	S41. 3. 25
	湯原奥津	16,537	2.33	S45. 5. 1
	吉備路風土記の丘	888	0.12	S47. 1. 11
	備作山地	8,176	1.15	S54. 12. 25
	吉備清流	4,428	0.62	S58. 3. 29
	吉井川中流	8,112	1.14	H 3. 3. 30
	小計	54,143	7.61	
自然公園合計		79,489	11.18	

自然は、一度破壊されれば復旧することが極めて困難なものであり、できる限り自然のままの姿を存続させなければならない。特に、すぐれた風景地は天与の宝ともいふべきものであり、こうしたすばらしい自然の保護と適正な利用を図るため、自然公園法及び岡山県立自然公園条例により、国立・国定公園、県立自然公園の指定を行っている。

全国では、国立公園28地域、国定公園55地域、県立自然公園308地域が指定されており、これらの合計面積は国土面積の14%を占めている。

本県には、国立公園2地域、国定公園1地域、県立自然公園7地域があり、その面積は県土面積の11%を占めている。こうした自然公園は、自然の風景地の保護に資するとともに、自然系環境学習や野外レクリエーションの場として重要な役割を果たしている。

## (2) 国立公園

国立公園は、わが国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地で、環境大臣が指定する。

### 瀬戸内海国立公園

わが国最初の国立公園として昭和9年に指定されたものであり、内海多島美という特異な景観を形成している。

本県の公園区域は、日生諸島、笠岡諸島等の島々、

夕立受山、牛窓、貝殻山、金甲山、十禅寺山、渋川海岸、王子が岳、由加山、鷲羽山、通仙園、御嶽山等の展望の優れた陸地部並びに海面区域である。

### 大山隠岐国立公園

昭和38年に大山国立公園が拡張された際に、蒜山地区と三瓶山、島根半島、隠岐島を区域編入し、大山隠岐国立公園となった。

本県の公園区域は、トロイデ型火山地形の蒜山三座とその山麓の高原、三平山、朝鍋鷲ヶ山、郷原の一角である。皆ヶ山のふもとに休暇村蒜山高原があり、家族連れで気軽に利用できるレクリエーションセンターとしてにぎわっている。

## (3) 国定公園

国定公園は、国立公園に準ずるすぐれた自然の風景地で、都道府県の申し出により環境大臣が指定する。

### 氷ノ山後山那岐山国定公園

岡山、鳥取、兵庫の3県境に位置し、東中国山地を代表する山岳景観を主体とする公園である。この公園は、ブナやミズナラなどの天然林を訪ねる登山、高原のスキーとキャンプ、渓谷と滝のハイキングな

ど、四季を通じて変化に富むレクリエーションの場となっている。

本県の公園区域は、後山山系、那岐山系、袴ヶ山、大ヶ山、黒岩高原、恩原高原の地域からなっている。とりわけ後山山系は、若杉、日名倉山、後山を含む山岳からなり、特に後山は県下最高峰（1,345m）を誇り、修験道の霊山として広く知られている。

また、平成3年7月には「恩原自然展示館」を開館し、恩原の自然などを解説した施設として一般の利用に供している。なお、平成12年度入館者数は約5千人である。

## （４）県立自然公園

県立自然公園は、国立、国定公園に次ぐすぐれた自然の風景地で、県知事が指定する。

### 高梁川上流県立自然公園

高梁川上流部の阿哲台地一帯と、高梁川支流の成羽川流域に広がるカルスト地形を中心とする地域及び学術参考保護林に指定されている臥牛山等からなっている。

この公園の主要な地点としては、井倉溪、井倉洞、満奇洞、羅生門、備中松山城と臥牛山、羽山溪、磐窟溪と磐窟洞、大賀デッキン、神野台、弥高山、穴門山神社の社叢、天神峽等がある。

### 吉備史跡県立自然公園

岡山市、倉敷市及び総社市に広がり、いわゆる吉備高原の南端部に位置している。この公園区域には、古墳を中心とする埋蔵文化財をはじめ、吉備津神社、吉備津彦神社、高松城跡、高松最上稲荷、鬼ノ城遺跡、岩屋寺、井山宝福寺などの歴史的な優れた郷土景観を有する地域が多い。

なお、昭和53年12月には、吉備中山の南部地域を編入している。

### 湯原奥津県立自然公園

旭川上流の湯原ダムを中心とする一帯と吉井川上流の奥津溪を中心とする一帯からなり、1,000m級の山岳と深い溪谷を特徴とする地域である。主要景

観としては、湯原ダム、山乗溪谷、津黒高原、奥津溪、神庭の滝等がある。

また、本県の代表的な温泉地である湯原温泉、奥津温泉がある。

### 吉備路風土記の丘県立自然公園

吉備地方の埋蔵文化財を中心とする文化的遺跡が集積している地域であり、備中国分寺、国分尼寺跡、こうもり塚古墳、造山古墳などは、その代表的なものである。特に備中国分寺は、なだらかな松林を背景にした田園風景の中に、五重塔とともに、いにしえの姿をそのままにとどめており、吉備路のシンボルとなっている。

### 備作山地県立自然公園

高梁川と旭川の源流部に当たる花見山や二子山等の標高1,000m級の山岳地域、野原スキー場や天銀山スキー場のある高原地域、さらに御洞の滝を中心とした山麓部の溪流などからなっている。この地域は、登山、ハイキング、スキーなど年間を通じて野外レクリエーションの場として利用されている。

### 吉備清流県立自然公園

旭川中流域の旭川ダム、宇甘溪の溪谷と円城、両山寺等の吉備高原地域からなっている。この地域は、古くから文化が開け、志呂神社、円城寺、両山寺などの神社仏閣が多数あり、特に円城一帯では、優れたふるさと景観が見られる。

また、宇甘溪は、県南の代表的なモミジの名所である。

### 吉井川中流県立自然公園

吉井川中流域を中心に、吉備高原東部地域の真木山、八塔寺、和意谷の自然林、大滝山等の地域からなっている。この地域には、本県の自然保護思想普及のための中心施設である自然保護センター、山上仏教の面影を今に伝える本山寺、長福寺、国指定史跡の池田家の墓所、県下で最初に指定された八塔寺ふるさと村などがあり、河川景観、人文景観、文化財などが多くある優れた地域となっている。

## (5) 自然公園の保護と管理

わが国の自然公園は、アメリカなどのように自然公園内の土地を管理者である国が所有するのではなく、土地の所有にかかわらず公園としての地域を指定している。そのため、公園内での行為をどのように規制し、どのような利用に供するかといった公園計画及び公園事業については、関係行政機関との協議後、自然環境保全審議会の審議を経て決定している。

こうしたことから、土地所有権その他の財産権、産業との調整を図りながら、自然の保護と利用の増進を行う必要がある。

### 各種行為の規制

自然公園の保護の適正化を図るために、自然公園法、県立自然公園条例に基づき特別保護地区及び特別地域を指定し、一定の行為を許可制としている。また、普通地域での特定の行為に対しては事前届出制とし、その保全を図っている。

これらの管理については、国立公園は原則として国が行うこととなっており、環境省の出先機関として「山陽四国地区自然保護事務所」(岡山市桑田町)、「山陰地区自然保護事務所」(鳥取県米子市)が設置されている。国立、国定公園内では、ボランティアの自然公園指導員(48人)が、環境省の委嘱を受けて主要地域での指導に当たっている。

また、国立公園の法定受託事務及び国定公園や県立自然公園は、所轄地方振興局が管理に当たっている。

## 自然公園内違反行為防止対策

自然公園内における無断開発などの違反行為を防止するため、県、市町村自然公園担当職員等の研修会を開催するとともに、自然公園指導員、自然保護推進員等のボランティア団体などとの積極的な情報交換に努めている。

### 国立公園清掃活動事業

国、県、市町村及び関係諸団体が協力し、国立公園の主要利用地域のうち、特に重点的に美化清掃を行う必要のある地域で清掃活動事業を実施している。

本県では、瀬戸内海国立公園の主要な利用地域である倉敷市の鷲羽山、由加山一帯の地域と玉野市の渋川海岸、十禅寺山、王子が岳一帯の地域について、地元の美化清掃活動を実施する団体「倉敷玉野地域国立公園美化推進協議会」に対し、昭和56年度から事業費の一部を補助し、美化清掃活動を実施している。

## (6) 中国自然歩道

自然公園をはじめ、高原や渓流などの景勝地、あるいは文化財などの人文景観を有機的に結び、中国地方を一周する長距離の自然歩道として「中国自然歩道」を整備している。この自然歩道を県民をはじめとする多くの人に利用していただき、郷土の自然に親しみ、また歴史や文化にふれて郷土を再認識し、あわせて健全な心身の育成に役立つよう期待している。

表7-4：自然公園内の規制の概要

行為の内容	特別地域	普通地域
工作物の新築、改築、増築	許可	届出(一定基準以上)
木竹の伐採	許可	-
鉱物の掘採、土石の採取	許可	届出
河川、湖沼等の水位、水量の増減	許可	届出 (特別地域内へ影響を及ぼす場合)
広告物等の掲出、設置、工作物等への表示	許可	届出
水面の埋め立て、干拓	許可	届出
土地の開墾、形状変更	許可	届出
環境大臣が指定する植物の採取、損傷	許可	-
屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管等の色彩の変更	許可	-

表7 - 5 : 自然公園の許可申請、届出件数一覧表

自然公園の種類		保護計画及び事務権限		年 度		
				10	11	12
国立公園	瀬戸内海	特別地域	環境庁長官(大臣)	16	10	8
			知 事	67	51	35
		普通地域	環 境 大 臣	-	-	1
			知 事	10	4	3
	大山隠岐	特別地域	環境庁長官(大臣)	3	0	1
			知 事	3	3	0
		普通地域	環 境 大 臣	-	-	0
			知 事	0	0	0
		小 計		99	68	48
	国定公園	氷ノ山後山那岐山	特別地域	知 事	37	39
普通地域			〃	0	0	0
小 計			37	39	25	
県立自然公園	高梁川上流	特別地域	知 事	13	13	11
		普通地域	〃	8	2	4
	吉備史跡	特別地域	〃	0	1	0
		普通地域	〃	11	12	12
	湯原奥津	特別地域	〃	65	15	28
		普通地域	〃	29	14	8
	吉備路風土記の丘	特別地域	〃	1	1	0
		普通地域	〃	10	8	6
	備作山地	特別地域	〃	3	0	1
		普通地域	〃	4	0	2
	吉備清流	特別地域	〃	2	2	0
		普通地域	〃	8	4	2
	吉井川中流	特別地域	〃	2	1	1
		普通地域	〃	2	0	1
	小 計		158	73	76	
合 計			294	180	149	

中国自然歩道は全長が1,900kmあるが、このうち岡山県内ルートは20市町村を通過しており、その距離は約320kmである。昭和52年度から整備を始め、昭和58年3月に完成している。

(図7 - 2、表7 - 6、表7 - 7)

### (7) 自然公園等の利用

平成12年度に本県の自然公園を訪れた利用者の総数は、約1,248万人である。このうち、国立公園の利用者は約680万人で、次に吉備史跡、吉備路風土記の丘県立自然公園の利用者が約300万人となっている。

中国自然歩道の利用希望者には、パンフレットを配布しており、利用者の好みに合ったルート選別に供している。

また、毎年10月を「全国・自然歩道を歩こう月間」とし、歩くことを通じて自然とのふれあいを深めていくことを目的に「自然歩道を歩こう大会」が全国各地で実施されている。本県でも毎年400人以上の参加者でにぎわっている。

(図7 - 3)

### (8) 自然公園等の施設整備

自然公園は、すぐれた自然景観を保護する一方、

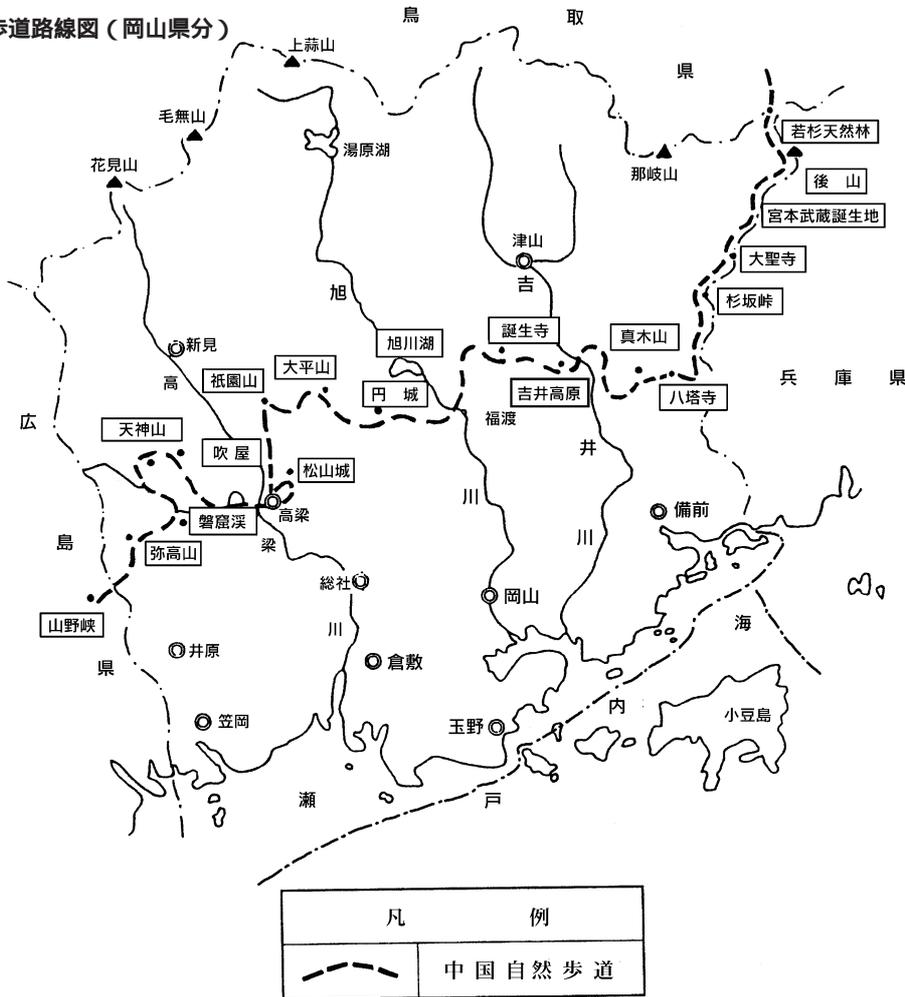
表7-6：中国自然歩道岡山県ルートに興味地点

市町村名	延長 (km)	通過興味地点	近傍興味地点
芳井町	13	上鳴地区(石灰岩台地の特徴) 高原荘(農村型リゾート)	天神峽
川上町	14	高山市、磐窟洞(石灰岩景観) 弥高山(キャンプ場、360°の展望)	穴門山神社(社叢) 大賀押被、吉備川上ふれあい 漫画美術館
備中町	15	銅搬出路、新成羽川ダム、天神山(標高777mからの360°の展望)	笠神文学岩展望公園
成羽町	22	吹屋ふるさと村、吹屋銅山跡、ベンガラ館、広兼邸、羽山溪(石灰岩溪流)	成羽町美術館、夫婦岩
高梁市	57	新城池保全林、愛宕山、臥牛山(天然林、自然研究路、展望) 備中松山城、石火矢町ふるさと村(武家屋敷館) 木野山(木野山神社) 祇園山(祇園寺)	
有漢町	13	大平山(大平山権現山県自然環境保全地域、標高697mからの展望)	権現山(599m)、長代池、備中鐘乳穴
賀陽町	3	大平山(天福寺郷土自然保護地域)	
加茂川町	20	総社宮(郷土記念物、加茂大祭)、円城ふるさと村(円城寺、道の駅)、吉備高原の風景	岩倉公園、小森温泉、化気神社、本宮山
建部町	18	志呂神社、三樹山(郷土自然保護地域)、竹内流古武道発祥の地、旭川湖	八幡温泉郷、旭川第一ダム
中央町	12	両山寺(郷土自然保護地域)、二上山(あまのじゃくの重岩)、棚田風景	滝谷池と滝谷の滝
久米南町	14	誕生寺(法然上人誕生地、イチヨウ、本堂)、誕生寺池(江戸時代築造)	仏教寺、清水寺
柵原町	12	本山寺(本堂、三重塔)、本山寺国有林(学術参考保護林)、本経寺、月の輪古墳	月の輪郷土館、柵原鉾山跡、飯岡の断層
吉井町	8	血洗の滝、宗形神社、是里ぶどう生産地、ワイン記念館	諏訪神社、城山公園
佐伯町	4	田園風景(棚田)	
英田町	17	大芦高原、長福寺(三重塔)、真木山(郷土自然保護地域)	天石門別神社(溪流)
吉永町	12	八塔寺ふるさと村、滝谷神社(社叢)、兵庫県「山陽自然歩道」との接続地点	八塔寺山(行者山)
作東町	26	白水の滝(男滝、女滝)、蓮花寺(庭園)、杉坂峠(史跡)、長城寺、大聖寺	
大原町	12	宮本武蔵生誕地、武蔵資料館、因幡街道(本陣、脇本陣)	竹山城跡
東粟倉村	16	道仙寺、行者山護摩堂、後山キャンプ場、駒の尾山	後山(行者山) 日名倉山(遊歩道)
西粟倉村	12	ダルガ峰、大茅キャンプ場、若杉溪谷、若杉原生林(自然研究路)、後山若杉登山歩道	ストーンサークル あわくら温泉
20市町村	320		

表7-7：中国自然歩道の整備概要

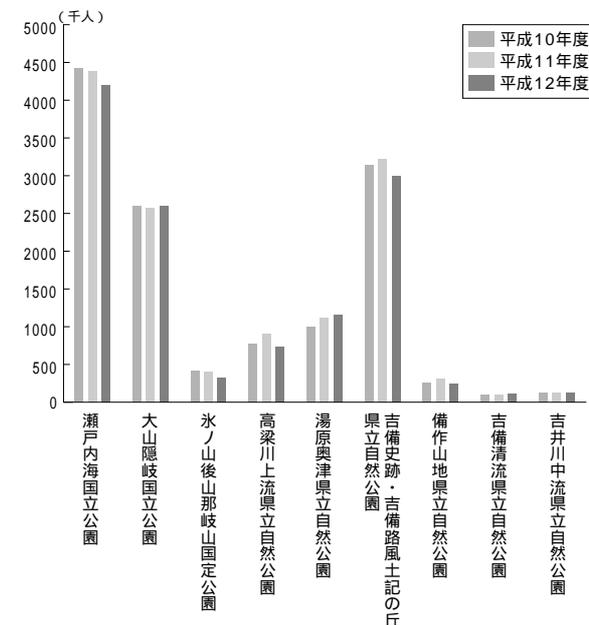
整備施設	整備内容	整備量
歩道改良	幅員1.5m、一部敷砂利、階段、標識一式	延長 27.4km
標識工(既設道区間)	指導標、案内板、解説板、注意標識	延長 292.6km
路傍休憩地	休憩舎、便所、焼却炉、くず入等 (1日行程(15km~20km)に1か所)	25か所

図7-2：中国自然歩道路線図（岡山県分）



これを健全な野外レクリエーション活動や自然教育の場として活用することを目的としている。このため、自然公園の利用施設として、園地、キャンプ場、休憩所、遊歩道などの整備を進めている。

図7-3：自然公園利用者数



### 国立・国定公園整備

国立公園及び国定公園内において、公園計画に基づく施設の整備を県が環境省の補助を受けて実施するもので、平成12年度は次の事業を実施した。

#### ● 塩釜園地整備事業

場 所	八束村下福田地内（大山隠岐国立公園内）
事業概要	公衆便所、駐車場（透水性舗装）、湿生植物園、標識一式
事業費	45,000千円（国1/2、県1/2）

#### ● 中国自然歩道線・若杉山周廻線歩道整備事業

場 所	英田郡西粟倉村大茅地内（氷ノ山後山那岐山国定公園内）
事業概要	歩道改良、休憩舎、標識一式
事業費	40,000千円（国1/2、県1/2）

### 身近な自然地域の整備

国民保養温泉地計画又は自然環境保全活動拠点計画に基づいて実施するもので、県が環境省の補助を受け間接補助事業として、平成12年度は次の事業を

実施した。

●湯原温泉ふれあいやすらぎ温泉地整備事業

場 所	湯原町都喜足地内
事業概要	歩道、休憩舎、園地、標識（H10～12）
事業費	24,000千円（国1/3、県1/3、町1/3）

自然公園施設整備

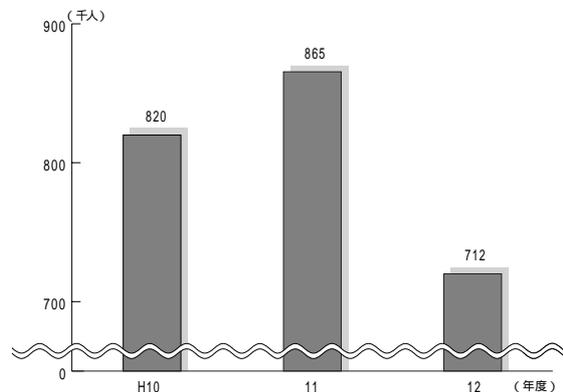
自然公園の公園計画に基づく施設の整備について、岡山県自然公園等施設整備事業補助金交付要綱に基づき、事業を実施する市町村に対して県が補助金を交付するもので、平成12年度は、次の事業を実施した。

実施市町村	吉永町ほか2町
事業概要	歩道整備、案内板、公衆便所
事業費	20,000千円（補助率 1/2）

自然環境創出・復元モデル事業

地域の自然特性や野生生物の生息環境を考慮しな

図7 - 4：中国自然歩道利用状況



がら、身近な自然の確保・回復に努めるとともに、自然に親しみ、ふれあい、自然を大切にする機運の醸成を図るため、市町村が行うモデル的事业に助成するものである。平成9年度までに4ヶ所助成した。

吉備自然園地

平成6年度に、岡山市高塚の郷土記念物「矢喰の岩」前（約8,142m<sup>2</sup>）を、周辺の田園風景と調和し

表7 - 8：公有化の状況

場 所	年 度	面 積(m <sup>2</sup> )	施 設
高 清 水 高 原(上 斎 原 村)	昭 和 48	266,800	氷ノ山後山那岐山国定公園
両 山 寺(中 央 町)	" 49	9,216	両山寺郷土自然保護地域
鬼 ノ 城(総 社 市)	" 50	216,628	吉備史跡県立自然公園
安 仁 神 社(岡山市西大寺一宮)	" 51	40,717	安仁神社郷土自然保護地域
矢 喰 の 岩 前(岡山市高塚)	" 55	3,759	(内153.19m <sup>2</sup> を平成5年度に譲渡) 郷土記念物矢喰の岩
備 中 国 分 寺 前(山 手 村)	"	1,397	吉備路風土記の丘県立自然公園
矢 喰 の 岩 前(岡山市高塚)	" 57	1,079.79	郷土記念物矢喰の岩
"	" 59	3,278	"
吉 備 路 北 駐 車 場(総 社 市)	" 62	2,209	吉備路風土記の丘県立自然公園
吉 備 路 南 駐 車 場(山 手 村)	"	2,962.45	"
備 中 国 分 寺 前(山 手 村)	" 63	781	"
"	平 成 4	1,177	"
"	"	748.91	"
"	" 5	676	"
矢 喰 の 岩 前(岡山市高塚)	"	178.44	郷土記念物矢喰の岩
毛 無 山(新 庄 村)	"	1,910,534	ブナ林等天然林の保護
備 中 国 分 寺 前(山 手 村)	" 6	2,184.86	吉備路風土記の丘県立自然公園
"	"	1,175.17	"
毛 無 山(新 庄 村)	" 7	32,794	ブナ林等天然林の保護
備 中 国 分 寺 前(山 手 村)	" 10	695	吉備路風土記の丘県立自然公園
"	" 10	902	"

た自然園地「矢喰の岩公園」として整備し、その適正な管理に努めている。

## (9) 自然保護のための土地の公有化

県立自然公園や自然環境保全地域などに指定されている地域等、自然保護上、特に重要な地域の公有化を図ってきた。

(表7-8)

## (10) 温泉の保護と利用

温泉は、天然資源として極めて重要なものであり、

古くから保養、療養に広く利用されてきている。岡山県には、特に美作三湯として有名な3つの温泉地があるが、そのほかにも多くの泉源がある。平成12年度中、現在、県内の温泉ゆう出泉源数は198か所(うち利用数112か所)あり、平成12年度における温泉利用施設の宿泊数は約90万人にのぼるなど、その温度、泉質に応じた利用がなされている。

温泉は、温泉地の発達や乱掘によりゆう出量が減少又は枯渇する場合があるので、貴重な資源である温泉を保護し、その利用の適正を図る必要がある。このため、温泉法に基づき、その掘削、増掘、動力装置などについての指導、許可を行っている。

# 3 緑の環境づくり

## (1) 岡山県の緑の状況

人類の生存基盤は大気、水、土、動植物などの自然であるが、この自然の中でも森林や農地、あるいは草地等の緑地は、私たちの生活と関わりが極めて深い。緑地は、水資源のかん養、大気の浄化、災害の防止、あるいはレクリエーションの場として、多様な役割を果たしている。また、近年、熱帯林の減少、砂漠化<sup>(1)</sup>、オゾン層の破壊、温暖化、酸性雨等の問題が地球規模で生じており、森林・樹木を主体とする緑の復元と創造は、その重要性を増してきている。

岡山県の緑は、森林、農地、公園などの緑地により構成されている。森林や水田等の農地は、優れた自然景観を形成するとともに、水源のかん養、野外レクリエーションや自然学習の場、あるいは土砂流出防止等の防災機能など、県民の生活に大きな恩恵を与えている。また、都市部の緑地は、地域のシンボルとして、あるいは県民憩いの場として大いに利用されており、街路やその他の緑と併せて潤いのある町づくりの一翼を担っている。

平成11年度の県下の土地利用の状況は、森林が68.1%、農用地・原野が11.2%で、この2つが緑の主要な構成をなし、緑被率は79.3%である。しかし、過去10年間に面積で16千haの緑地が減少しており、その主な原因は住宅や工業団地の建設、ゴルフ場等の大規模開発などに伴う農地、森林からの転用によるものである。

森林の約36%はスギ、ヒノキなどの人工林で、その他がアカマツ林及びナラなどの天然林となっている。近年、県中南部の代表的植生となっていたアカマツ林がいわゆるマツクイムシ等の被害により減少し、コナラ、アベマキ、シイ・カシ類など広葉樹林への転換が進みつつある。

これらの森林は、都市近郊の緑として、保健休養やレクリエーションなどのため、今後とも適切な保全整備を図る必要がある。

## (2) 緑化の推進

本県では、平成13年3月に策定した「岡山県みどりの総合基本計画」に基づき、市町村をはじめ関係機関などと連携を密にしながら総合的な緑化推進を

行っている。

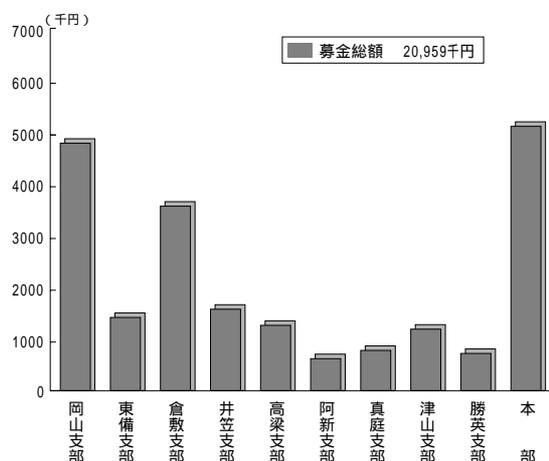
### 緑化運動の展開

緑に対する意識の高揚を図るため、市町村をはじめ、(社)岡山県緑化推進協会など推進団体との連携により、県民総参加による運動を実施している。

毎年4月1日から5月31日の「春のみどりの月間」では、街頭募金や企業・団体などからの募金により緑化推進の協力を呼びかける緑の募金運動をはじめ、緑化運動ポスターコンクール、ふれあい森林浴などを実施している。

毎年10月1日から31日の「秋のみどりの月間」では、岡山県緑化推進大会を開催している。

図7-5：緑の募金額（H.12年度）



### (社)岡山県緑化推進協会の強化、充実

県土緑化の推進母体である(社)岡山県緑化推進協会の基盤を強化するため、新たな会員を募集するとともに、独立事務所を開設して専任職員を置き事務局体制の充実を図っている。

## (3) 緑のボランティアの育成

### 「みどりの少年隊」の育成

21世紀を担う少年たちを対象に、緑の必要性や重要性についての普及啓発を図り、地域の緑化推進の先駆けとなる「みどりの少年隊」の育成及び新規少年隊の結成を促進している。

平成12年度末において、「みどりの少年隊」は83

隊が結成されており、隊員数は2,579人である。

(結成状況を資料編に掲載)

### ボランティアのネットワーク化

緑の募金活動、水源林の造成、緑化の推進などは、ボランティア活動によるところが大きい。今後、こうした活動をますます充実し広めるために、ボランティアを募り、そのネットワーク化を図っている。

平成12年度末において、緑のボランティアが69グループあり、構成員は12,775人である。

### 緑の募金による緑化活動

平成12年度における各支部の緑化活動事業費は次のとおりである。

表7-9：支部緑化活動（H.12年度）

支 部	市 町 村 数	事業費 (千円)
岡 山	8	2,634
東 備	10	888
倉 敷	7	2,100
井 笠	9	880
高 梁	7	723
阿 新	5	435
真 庭	1	460
津 山	10	530
勝 英	10	550
計	67	9,200

表7-10：本部緑化活動

区 分	事業主体	事業費
森林の整備	高梁地域美しい森林づくりの会 他 3件	1,611千円
緑化の推進	柵原町 他 5件	3,538千円
計		5,149千円

## 4 野生動植物の保護と管理

### (1) 植生の概況

本県南部の瀬戸内海沿岸は降水量が少なく、地質的特性からも植物の成長が遅いが、それに加え弥生時代からの製塩や陶器生産のための燃料採取が盛んとなったこともあり、周辺の山を荒廃に導いた。戦後は、砂防や治山の山腹工事で、ヤマモモ、ニセアカシヤ、オオバヤシャブシ等が植栽された。

落葉や下草がこれらの林中を覆うようになってヒサカキ、ソヨゴ、ネジキ、アカマツ等が成長し、谷筋などにはコナラ、アベマキの落葉広葉樹林が発達し、その樹下にはヤブツバキ、クスノキ、アラカシなどの常緑広葉樹も見られるようになっている。

海拔約800m以下の温暖な中国山地や吉備高原では、シイ、カシ類、ヤブツバキなどが天然林を形成していたが、現在そうした場所が残っているのは一部の国有林や神社林のみである。

ほとんどの森林は薪炭林として繰り返し伐採され、2次林としてのコナラ、アベマキ、アカマツや人工林のスギ、ヒノキが主な植生である。

北部の海拔約800m以上の高冷地は冷温帯のブナ帯に属し、ブナを優占種とする落葉広葉樹林が発達したが、天然林は毛無山（新庄村）、若杉天然林（西粟倉村）、高清水高原（上斎原村）等わずかしが残存していない。これらの林床には、チシマザサ、チマキザサ、オオイタヤメイゲツ、タンナサワフタギ、クロモジ、リョウブ、オオカメノキ等が混在している。また、一部の自然林には、ツルシキミ、ヒメモチ、エゾユズリハ、ムラサキマユミ、トキワイカリソウ等の日本海側を中心に生育する種類も見られる。

ブナの自然林が少ないのは、深い山が少なく人手が入りやすかったこと、昔からタタラ製鉄用の燃料としてブナが伐採されたこと、また、近代のスギ、ヒノキの拡大造林も一因となっている。

### (2) 野生動物の概況

我が国は、地形が複雑で気象条件も変化に富んでいるため、多くの野生動物が生息している。これらの野生動物は、農産物などへ被害を与えることもあるが、自然の生態系の一部を構成しており、自然の風景と調和して人間の生活環境に潤いを与えるとともに、農林水産業にも密接に関わっている。

本県の動物相は、基本的には本州の縮図であり、大陸系の動物と南方系の動物が渾然と一体化したものとなっている。

本県のみの特産種ではないが、オオサンショウウオ、アユモドキ、カブトガニ、ヤマネは、国の天然記念物となっている。また、スイゲンゼニタナゴ、オヤニラミなど国内での分布域の狭いものもいる。また、本県に生息するダルマガエルは「岡山種族」といわれ、その特徴をよく表わしている。一方、ヌートリア、オオクチバス等の帰化動物の定着が見られる。

#### 哺乳類

哺乳類では、タヌキ、キツネ、イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、ツキノワグマ、カワネズミ、ヤマネ等、35種程度が生息している。

#### は虫類

は虫類は、世界に約7,000種、日本には60種程度が確認されているが、このうち本県で見られるのは、トカゲ類4種、ヘビ類8種、カメ類3種の計15種である。

トカゲ、カナヘビ、アオダイショウ、シマヘビ、ヤマカガシ、マムシは全県下に見られ、ジムグリヤスッポンはかなり減少している。クサガメは、中部以南に多い。イシガメは、全県下にいるが数が少ない。ヤモリの分布も全県下に及んでいるが、家屋依存型で野外にはいない。タワヤモリは、笠岡諸島と瀬戸内海沿岸地域に点々と見られるだけである。タ

カチホヘビは、井原市、御津町、奈義町で記録された極めて珍しいヘビである。

## 鳥類

鳥類は、世界に約8,600種の野鳥が生息しているといわれている。そのうち日本では、約550種が観察・記録されている。

本県では、日本の野鳥の約55%に当たる303種が確認されている。渡りの区別に見ると、繁殖のため夏に渡来する夏鳥が51種、越冬のため渡来する冬鳥が92種、季節により短距離を移動する漂鳥が21種、春や秋の渡りの途中に日本を通る旅鳥が58種、一年中県内に留まっている留鳥が67種、その他迷鳥が14種となっている。

夏には、キビタキ、オオルリ、コルリ、コマドリをはじめ、ツツドリ、コノハズク、ヨタカなどが渡来する。渓流域には、ミソサザイ、アカショウビン、カワガラス、キセキレイ、ヤマセミなどが生息する。

また、県北部には、大型猛禽類のイヌワシ、クマタカが生活域としている場所もある。

水辺の鳥として、河川では、カワセミ、セグロセキレイ、コサギ等が代表的である。そのほか、イカルチドリ、イソシギ、クサシギ、セッカ、オオヨシキリ、オオジュリンなどが見られる。

湖沼には、留鳥としてカイツブリ、カルガモが見られ、冬鳥としてキンクロハジロ、ホシハジロ、マガモ、コガモ、ヒドリガモ、ツクシガモなどが渡来する。

干潟には、旅鳥のコチドリ、ムナグロ、ダイゼン、トウネン、ハマシギ、ツルシギなどが飛来する。

## 昆虫

昆虫の起源は、古生代といわれているが、その後、著しく発展して今日に至っている。現在、昆虫の種類は全動物の約5分の4を占め、名前が付けられたものだけでも100万の大台に達し、さらに毎年新種が付け加えられている。日本には、そのうち約3万種が記録されているが、実際には7万種以上いるものと推定されている。

本県で確認されたものは6,000種を越えており、基本的には旧北区系の昆虫と東洋区系の昆虫とが混じり合っている。

中国山地は、年平均気温12 前後の冷涼地で降水

量が多い。ほぼ海拔800m以上の高所にはブナ林地帯もあり、この地域に生息する昆虫の種類数は非常に多く、冷温帯特有の昆虫も少なくない。この地域には、ギフチョウ、フジミドリシジミ(以上チョウ)、ニセタバコガ、カギバモドキ(以上ガ)、ヒラサナエ(トンボ)、オニクワガタ、フサヒゲルリカミキリ、チュウゴクオオミズクサハムシ(以上甲虫)、コエゾゼミ、ハネナガフキバッタ、アイヌギングチバチ、ウエノヒラタカゲロウ等が生息している。

岡山県中部に広がる吉備高原は、暖温帯に含まれているが、早くから人間の手が増えられたことなどから、常緑広葉樹林はわずかしが残されておらず、多くはアカマツ林やアベマキ、ナラガシワなどの落葉広葉樹林に変わっている。本州西部にのみ見られるヒロオビミドリシジミは、このナラガシワ林にすんでいる。

近年、南方系昆虫であるナガサキアゲハ、タイワンウチワヤンマの北上東進が注目されている。

## 淡水魚

淡水魚については、日本に170種余り生息しているが、このうち県下には、70種余りが確認されている。

古い時代に大陸と陸続きであったころ、河川を伝って淡水魚類の往来があったといわれ、本県には大陸や朝鮮半島に近縁種や共通の淡水魚類が多い。これらの大陸系の魚に加えて、海洋性のヨシノボリ、ドンコ、さらに冷水にすむ北方系のアマゴも見られ、変化に富み種類は豊富である。

国の天然記念物であるアユモドキも生息し、学術上あるいは地理的分布上貴重な種類も少なくない。

主なものは、スイゲンゼニタナゴ、ツチフキ、カネヒラ、タビラ、オヤニラミなどである。また、注目すべき種としては、近年県内で減少しつつあるスナヤツメ、ホトケドジョウ、アカザ、オヤニラミなどがある。また、県内へ進出中のタイリクバラタナゴ、オオクチバス、ブルーギル、ワタカなどがあげられる。その中でもオオクチバスの進出は著しく、県南の池や用水路にまで見られる。

## (3) 野生生物の保護

野生生物は、長い進化の歴史を生き続けてきたものであり、生態系を共有するパートナーとして、ま

た、資源や精神・文化の糧として、私たちに多くの恩恵をもたらすかけがえのない存在である。

しかし、河川や海岸の改変、水質の汚濁、乱獲、あるいは森林の開発などの人間活動により、野生生物相は、その豊かさを急激に失いつつある。いったん絶滅してしまった種は、もはや人の手で再生することは不可能である。多様で豊かな野生動植物を保護し、その生息地とともに次代に引き継いでいくことは、我々に課せられた大きな責務である。

種の絶滅を防止するためには、まず絶滅のおそれのある種を明らかにする必要がある。すでに国際的には、国際自然保護連合（IUCN）によって、世界の絶滅のおそれのある種の現状を明らかにしたレッドデータブックが刊行され、我が国においても、平成3年に作成されている。

本県においても、平成10年度から5カ年計画で県内に生息する野生生物の生息状況を既存文献及び現地調査等からの確に把握し、絶滅のおそれのある種、県内で生息数が減少している種を把握して岡山県版レッドデータブックを作成する事業に取り組んでおり、平成14年度に発刊を予定している。

これにより自然環境の保全対策、野生生物保護対策の基礎資料として利用するとともに県民の自然環境保全意識の啓発を行うなど自然保護対策の充実を図っている。

特に野生鳥獣については、昭和38年に「狩猟法」が改正され、積極的な鳥獣保護思想が全面に押し出された「鳥獣保護及狩猟二関スル法律」として生まれ変わり、鳥獣保護事業が都道府県知事を中心に強力に推進される一方、狩猟適正化の必要性も一層明確化されるに至った。その後、数回の法令改正を経て現在は、鳥類の卵を採取、殺傷、損傷する行為の制限、「かすみ網」を所持、販売、又は頒布することの禁止のほか、野生鳥獣の適正な生息数の確保を目的に特定鳥獣保護管理計画制度が導入されてい

表7-11：鳥獣保護区等の設定状況（H.12年度）

区 分	箇 所 数	面積 (ha)
鳥 獣 保 護 区	78	34,802
( 特 別 保 護 地 区 )	( 12 )	( 1,245 )
国 設 鳥 獣 保 護 区	1	662
休 猟 区	32	79,031
銃 猟 禁 止 区 域	49	29,061
計	159	142,894

る。本県では、平成12年3月ツキノワグマ保護管理計画を策定し、平成12年度から3年間、ツキノワグマの捕獲を禁止するなど、人と野生鳥獣との共生を基本とした保護対策を強力に推進している。

また、人と野生鳥獣との共生の確保及び生物多様性の保全を図るためには、長期的な見地から計画性のある鳥獣保護施策を積極的に推進することが必要である。

このため、「鳥獣保護及狩猟二関スル法律」の規定により、平成8年度に「第8次岡山県鳥獣保護事業計画」(平成9年度～13年度)を策定し、この計画に基づいて鳥獣保護行政を推進している。

### 鳥獣生息状況調査

野生鳥獣の保護対策の基礎資料とするため、生息分布調査や希少鳥獣の生息調査などを毎年実施している。

#### 鳥獣保護対策調査

- 鳥獣生息分布調査
- ガン・カモ科鳥類一斉調査

(平成12年度調査集計表を資料編に掲載)

#### 狩猟対策基礎調査

- 放鳥効果測定調査

### 鳥獣保護区等の設定

野生鳥獣の保護繁殖、狩猟の危険防止などのため、鳥獣保護区等を設定し、巣箱、給餌台、バードバスなどを設置するとともに、食餌木の植栽により、野生鳥獣の生息環境の整備を図っている。

表7-12：食餌木の植栽状況

年度	9	10	11	12
箇 所	8	4	7	3
本 数	1,377	615	1,365	492

表7-13：鳥獣保護センター

名 称	岡山県自然保護センター	(株)池田動物園	津山市鶴山公園動物園
所在地	和気郡佐伯町	岡山市京山	津山市山下

#### (4) 鳥獣保護思想の啓発

野生鳥獣の保護は、一般県民の参加による理解と協力が必要であり、鳥獣保護団体の育成指導を行うとともに、愛鳥週間( )には「野鳥保護のつどい」を開催するなど、保護思想の普及啓発に積極的に取り組んでいる。

県内組織として日本鳥類保護連盟岡山県支部があり、野鳥の会も県下の8地域で結成されている。

また、傷ついた野生鳥獣の保護看護のため、県内3か所の施設を鳥獣保護センターとして指定し、救護活動を実施している。

##### 愛鳥週間行事

5月10日から16日までの愛鳥週間を中心に、次の行事を積極的に展開し、愛鳥思想の普及を図っている。

##### ・岡山野鳥保護のつどい

日本鳥類保護連盟岡山県支部との共催により行っており、平成12年5月13日に岡山市の操山公園里山センターで開催した。

##### ・県下各地探鳥会

各地方振興局で探鳥会などの愛鳥行事を行い、野鳥に対する認識を深め、自然に親しむ気運を醸成する。

平成12年度は、全県で400名の参加を得た。

##### ・愛鳥ポスターの募集

県下の小・中・高等学校の児童、生徒から愛鳥に関するポスターの募集を行い、制作過程を通じて、愛鳥思想の高揚を図る。平成12年度は、1,000点を超える応募があり、その内26点を入賞作品と決定した。

#### (5) 狩猟の適正化

狩猟は、厳しい法規制の下に許されている。このため、特に人身事故の絶滅、法令違反の絶無、マナーの確立を重点目標として指導するとともに、狩猟の維持を図るため、計画的に放鳥を行っている。

##### 狩猟免許試験及び更新

狩猟免許を受けようとする者に対して、狩猟免許試験及び更新を実施し、狩猟免許を交付している。

##### 狩猟者登録

法定猟具を使用して狩猟を行う者に対して、厳重な審査を行い狩猟者登録証を交付している。

##### キジの放鳥

鳥獣保護区、休猟区等にキジの増殖を図るため、放鳥を実施している。

表7-14：狩猟免許者の推移

区分 年度	試 験				更 新				合 計			
	甲	乙	丙	計	甲	乙	丙	計	甲	乙	丙	計
平成10	145	68	39	252	61	281	60	402	206	349	99	654
平成11	184	62	22	268	118	294	60	472	302	356	82	740
平成12	224	61	4	289	712	3,576	66	4,354	936	3,637	70	4,643

表7-15：狩猟者登録数の推移

区分 年度	県 内 者				県 外 者				合 計			
	甲	乙	丙	計	甲	乙	丙	計	甲	乙	丙	計
平成10	776	4,016	267	5,059	5	140	5	150	781	4,156	272	5,209
平成11	880	3,848	240	4,968	7	132	6	145	887	3,980	246	5,113
平成12	1,062	3,711	290	5,063	10	111	2	123	1,072	3,822	292	5,186

表7 - 16 : キジ放鳥状況

(単位:羽)

年 度	10	11	12
120 日 齡	1,650	1,650	1,650
成 鳥	1,898	1,898	1,898

指導、取締り

司法警察員(23人)及び鳥獣保護員(89人)などの鳥獣行政関係職員を中心に、人身事故の絶滅、法令の遵守、マナーの確立を目標として、狩猟者に適正な狩猟の指導を行うとともに、狩猟者の法令違反、密猟者及び違法飼育者の取締りを実施している。

(6) 野生鳥獣による被害対策

農林水産物に被害を及ぼす鳥獣については、迅速かつ適確に駆除するため、捕獲許可の権限を知事から市町村長に委譲している。

権限委譲した駆除対象種は、次のとおりである。  
 キジバト、ニュウナイスズメ、スズメ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ノウサギ、イノシシ、ヌートリア、ドバト、サル、ヒヨドリ、タヌキ、シカ

有害鳥獣の捕獲

県下で広域的に生息し害性の強いヌートリア、局地的ではあるが特に害性の強いサルについて、捕獲補助金を交付している。

表7 - 17 : ヌートリア、サル捕獲補助金交付状況

(単位:頭)

年度 区分	10	11	12	1頭当たり 補 助 額
ヌートリア	1,574	1,477	1,054	500円以内
サ ル	65	79	80	7,000円以内

駆除班による駆除の推進

適正な駆除を行うとともに駆除効果を高めるため共同駆除を推進し、県下に155班の駆除班を結成している。これら駆除班に対し、活動奨励補助金(30,000円/班)、及び同活動実績加算補助金(20,000円以内/班:12年度79班)を市町村を通じて交付している。

野猪等捕獲柵の設置

田畑等に侵出するイノシシ等を捕獲し個体数を調整するため、平成11年度から捕獲柵の設置に対して助成をしている。

事業主体:市町村  
 事業対象:有害獣を確実に捕獲できる構造を有する柵  
 補 助 率:補助基本額(190千円)の1/3以内

表7 - 18 : 野猪等捕獲柵設置状況

(単位:基)

年 度	11	12
捕 獲 柵 設 置 数 量	37	47